

Ⅲ－４ 柏原水道事業編

1	柏原水道事業の概要	——	89
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	91
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	92

1. 柏原水道事業の概要

柏原水道事業では、全給水量のうち、約 74%が地下水を水源とする玉手浄水場で浄水処理した自己水、約 26%が水道用水供給事業からの受水した水道水を市内に給水しています。

(1) 給水状況

表 1 給水状況（令和 5 年度）

給 水 人 口	67,526 人（令和 6 年 3 月末現在）
普 及 率	99.8%
給 水 戸 数	32,998 戸（令和 6 年 3 月末現在）
年 間 給 水 量	7,821,214 m ³
一 日 最 大 給 水 量	23,926 m ³ （令和 5 年 7 月 3 日）
一 日 平 均 給 水 量	21,369 m ³
一 人 一 日 平 均 給 水 量	316 L

(2) 主な施設の概要

1) 浄水場

表 2 浄水場の概要

名 称	玉手浄水場
水源区分	地下水（浅井戸 8 本）
浄水処理方法	塩素消毒＋急速ろ過＋膜ろ過
処理能力	17,900 m ³ ／日

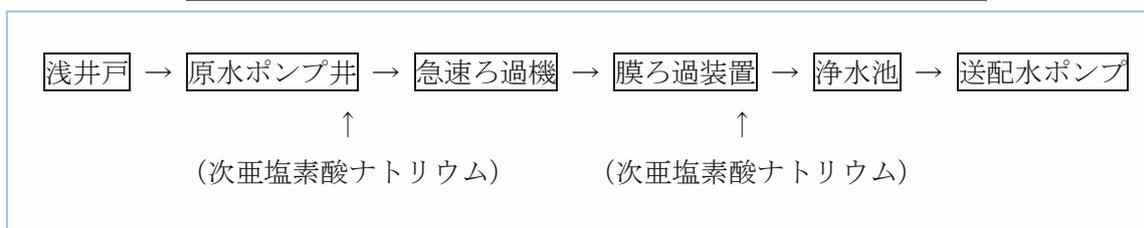


図 1 浄水場の処理フロー

2) 受水場

表 3 受水場の概要

名 称	円明受水場	今町受水場
有効貯水容量	1,320 m ³	320 m ³

(3) 給水区域図及び送配水系統図

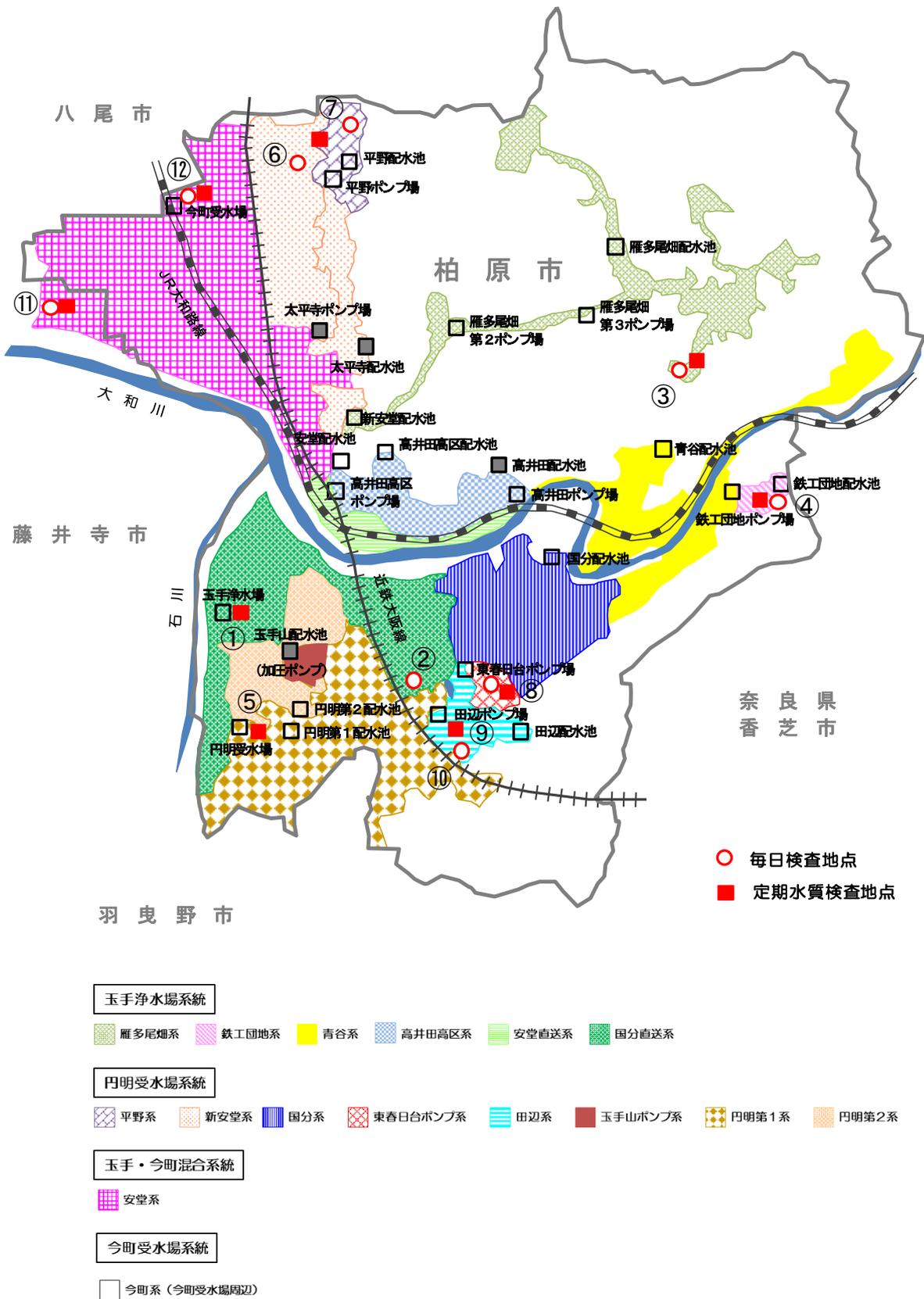


図2 給水区域図

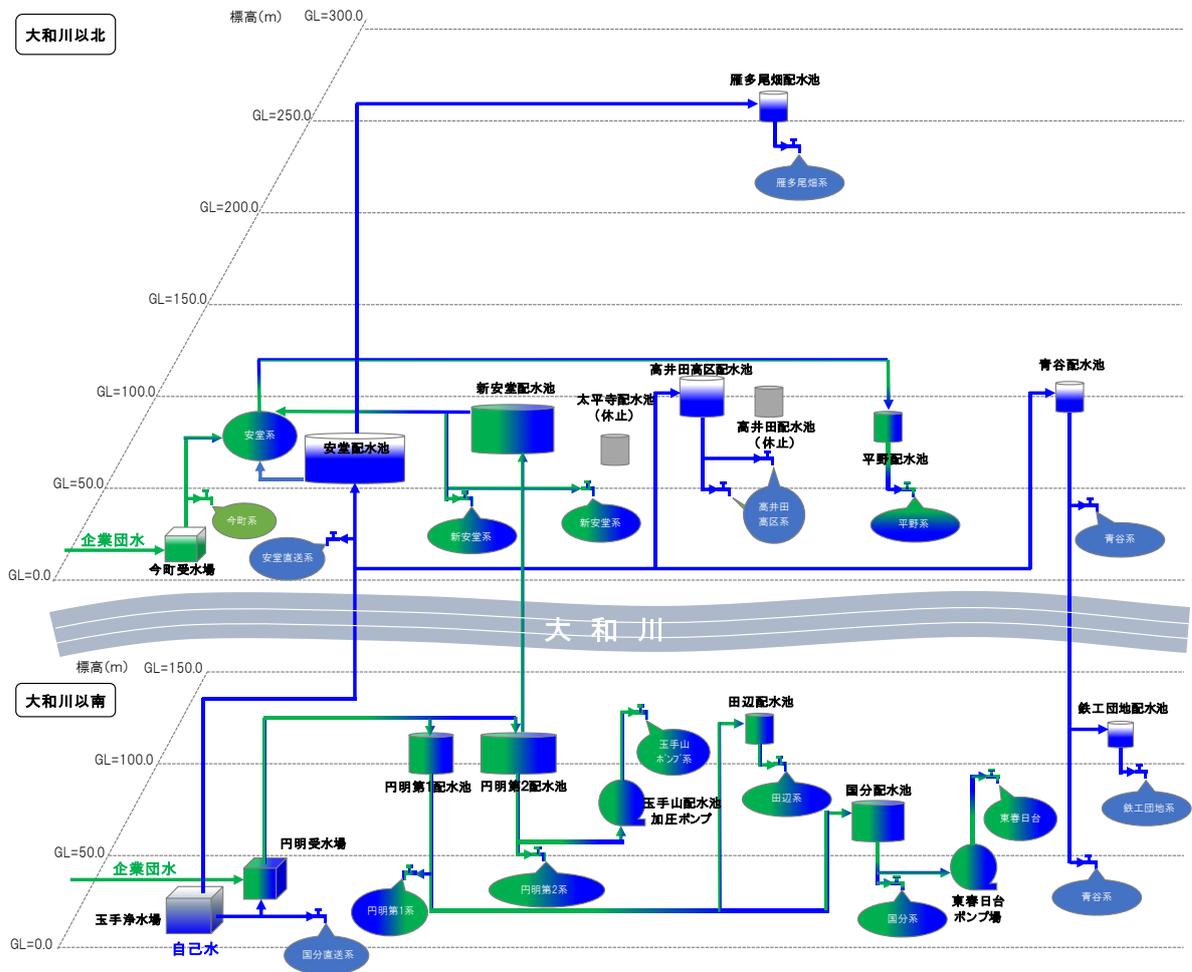


図3 送配水系統図

2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

(1) 水道用水供給事業からの受水の水質状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について水質基準を満足しています。

(2) 原水の水質状況

玉手浄水場の原水は、地下水（浅井戸）を水源としているため水質は安定しています。

水質管理上の留意点としては、一部の水源井戸で地質由来のマンガン及びその化合物が比較的高く検出されていますが、浄水処理工程において十分に除去されています。

(3) 水道水の水質状況

水道水の水質は、すべての水道水質基準項目について水質基準を満足しています。

一部の給水栓において、水質管理目標設定項目である従属栄養細菌の動向に留意する必要があるため、検出されやすい5～10月は水質監視を強化します。

3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質検査地点 (図2、表4)

表4 水質検査地点

玉手浄水場系統 (自己水)

配水系統	No.	検査地点	毎日検査	定期検査
雁多尾畑系 鉄工団地系 青谷系 高井田高区系 安堂直送系 国分直送系	①	玉手浄水場 (各井戸、混合原水、出口)	—	■
	②	国分本町7丁目	○	—
	③	雁多尾畑	○	■
	④	国分東条町	○	■

円明受水場系統 (自己水+受水)

配水系統	No.	検査地点	毎日検査	定期検査
平野系 新安堂系 国分系 東春日台ポンプ系 田辺系 玉手山ポンプ系 円明第1系 円明第2系	⑤	円明受水場出口	—	■
	⑥	山ノ井町3	○	—
	⑦	山ノ井	○	■
	⑧	国分本町	○	■
	⑨	田辺	—	■
	⑩	田辺2丁目	○	—

玉手・今町混合系統 (自己水+受水)

配水系統	No.	検査地点	毎日検査	定期検査
安堂系	⑪	藤井寺市川北	○	■

今町受水場系統 (受水)

配水系統	No.	検査地点	毎日検査	定期検査
今町系*	⑫	今町受水場出口	○	■

*今町受水場の配水区域は受水場周辺のみ

(2) 水質検査項目及び検査頻度

1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果の確認の検査を1日1回以上行います。

2) 定期検査

各水質検査地点の水質検査項目及び検査頻度の詳細については、表5-1～5-4、表6、表7、表8を参照してください。

受水する水道水については、原水と位置づけて水道水質基準項目の検査を少なくとも年1回実施することとされており、水道用水供給事業が行う近傍の水質検査結果を活用することが可能です。そのため、円明受水場については、浅香山分岐（堺市）の結果を活用します。

表5-1 水質基準項目及び検査頻度（水道水：玉手浄水場系統（自己水））

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく検査頻度	過去3年間の最高値*1			検査頻度（回/年）			
				代替地点 浄水場出口 玉手浄水場 出口	給水栓		代替地点 浄水場出口 玉手浄水場 出口*2	給水栓		
					雁多尾畑	国分東条町		雁多尾畑	国分東条町	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	-	0	0	-	12	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		-	検出せず	検出せず	-	12	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	<0.0003	-	-	2	*3*4	*3*4	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		<0.00005	-	-	2	*3*4	*3*4	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		<0.001	-	-	2	*3*4	*3*4	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		-	<0.001	<0.001	-	2*3	2*3	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		<0.001	-	-	2	*3*4	*3*4	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		-	<0.002	<0.002	-	2*3	2*3	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		<0.004	-	-	2	*3*4	*3*4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		-	<0.001	<0.001	-	4	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	年4回	-	1.02	1.00	-	12	12	
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		0.19	-	-	4	*4	*4	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下		0.1	-	-	2	*3*4	*3*4	
基14	四塩化炭素	0.002以下		<0.0002	-	-	2	*3*4	*3*4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下		<0.005	-	-	2	*3*4	*3*4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		<0.004	-	-	2	*3*4	*3*4	
基17	ジクロロメタン	0.02以下		<0.002	-	-	2	*3*4	*3*4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下		<0.001	-	-	2	*3*4	*3*4	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下		<0.001	-	-	2	*3*4	*3*4	
基20	ベンゼン	0.01以下		<0.001	-	-	2	*3*4	*3*4	
基21	塩素酸	0.6以下		-	<0.06	<0.06	-	4	4	
基22	クロロ酢酸	0.02以下		-	<0.002	<0.002	-	4	4	
基23	クロロホルム	0.06以下		-	<0.006	<0.006	-	4	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下		-	<0.003	<0.003	-	4	4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下		-	<0.01	<0.01	-	4	4	
基26	臭素酸	0.01以下		-	<0.001	<0.001	-	4	4	
基27	総トリハロメタン	0.1以下		-	0.02	0.02	-	4	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下		-	<0.003	<0.003	-	4	4	
基29	プロモジクロロメタン	0.03以下		-	0.005	0.005	-	4	4	
基30	プロモホルム	0.09以下		-	<0.009	<0.009	-	4	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下		-	<0.008	<0.008	-	4	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下		-	<0.1	<0.1	-	2*3	2*3	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下		-	<0.02	<0.02	-	2*3	2*3	
基34	鉄及びその化合物	0.3以下		年12回	-	<0.03	<0.03	-	12	12
基35	銅及びその化合物	1.0以下			年4回	-	<0.1	<0.1	-	2*3
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		20.6		-	-	4	*4	*4
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下		年12回	-	<0.005	<0.005	-	12	12
基38	塩化物イオン	200以下	-		26.8	26.7	-	12	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	97.0	88.7	89.7	4	1*4	1*4	
基40	蒸発残留物	500以下		161	160	162	4	1*4	1*4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02	-	-	2	*3*4	*3*4	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に 月1回	-	<0.000001	<0.000001	-	1*5	1*5	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		-	<0.000001	<0.000001	-	1*5	1*5	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.01	-	-	4	*4	*4	
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	-	-	2	*3*4	*3*4	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	年12回	-	0.6	0.6	-	12	12	
基47	pH値	5.8～8.6		-	7.3～7.5	7.4～7.6	-	12	12	
基48	味	異常でないこと		-	異常なし	異常なし	-	12	12	
基49	臭気	異常でないこと		-	異常なし	異常なし	-	12	12	
基50	色度	5度以下		-	0.5	<0.5	-	12	12	
基51	濁度	2度以下		-	<0.1	<0.1	-	12	12	

表5-2 水質基準項目及び検査頻度（水道水：円明受水場系統（自己水+受水））

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に基づく 検査頻度	過去3年間の最高値 ^{*1}				検査頻度(回/年)			
				代替地点 受水場出口	給水栓			代替地点 受水場出口	給水栓		
				円明 受水場 出口	山ノ井	国分本町	田辺	円明 受水場 出口	山ノ井	国分本町	田辺
基01	一般細菌	100 集落以下/mL	年12回	-	0	0	0	-	12	12	12
基02	大腸菌	検出されないこと		-	検出せず ^a	検出せず ^a	検出せず ^a	-	12	12	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年4回	<0.0003	-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下		-	<0.001	<0.001	<0.001	-	2 ^{*3}	2 ^{*3}	2 ^{*3}
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基08	六価クロム化合物	0.02 以下		-	<0.002	<0.002	<0.002	-	2 ^{*3}	2 ^{*3}	2 ^{*3}
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		-	<0.001	<0.001	<0.001	-	4	4	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		-	1.10	1.06	1.08	-	12	12	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		年4回	0.17	-	-	-	4	_*1	_*1
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	<0.1		-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基14	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002		-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005		-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004		-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基17	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002		-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.001		-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001		-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基20	ベンゼン	0.01 以下	<0.001		-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基21	塩素酸	0.6 以下	-		<0.06	0.08	0.09	-	4	4	4
基22	クロロ酢酸	0.02 以下	-		<0.002	<0.002	<0.002	-	4	4	4
基23	クロロホルム	0.06 以下	-		0.007	0.008	0.008	-	4	4	4
基24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	-		<0.003	<0.003	0.003	-	4	4	4
基25	ジプロモクロロメタン	0.1 以下	-		<0.01	<0.01	<0.01	-	4	4	4
基26	臭素酸	0.01 以下	-	0.001	0.002	0.002	-	4	4	4	
基27	総トリハロメタン	0.1 以下	-	0.03	0.03	0.03	-	4	4	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	-	<0.003	<0.003	<0.003	-	4	4	4	
基29	プロモジクロロメタン	0.03 以下	-	0.008	0.010	0.010	-	4	4	4	
基30	プロモホルム	0.09 以下	-	<0.009	<0.009	<0.009	-	4	4	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	-	<0.008	<0.008	<0.008	-	4	4	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	2 ^{*3}	2 ^{*3}	2 ^{*3}	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	-	<0.02	<0.02	<0.02	-	2 ^{*3}	2 ^{*3}	2 ^{*3}	
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年12回	-	<0.03	<0.03	<0.03	-	12	12	12
基35	銅及びその化合物	1.0 以下	年4回	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	2 ^{*3}	2 ^{*3}	2 ^{*3}
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		20.0	-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年12回	-	<0.005	<0.005	<0.005	-	12	12	12
基38	塩化物イオン	200 以下		-	24.4	22.9	22.3	-	12	12	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年4回	72.8	74.1	61.6	58.7	4	1 ^{*4}	1 ^{*4}	1 ^{*4}
基40	蒸発残留物	500 以下		133	144	126	128	4	1 ^{*4}	1 ^{*4}	1 ^{*4}
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月1回	-	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-	1 ^{*5}	1 ^{*5}	1 ^{*5}
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		-	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-	1 ^{*5}	1 ^{*5}	1 ^{*5}
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年4回	<0.01	-	-	-	4	_*4	_*4	_*4
基45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	-	-	-	2	_*3*4	_*3*4	_*3*4
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年12回	-	0.7	0.8	0.8	-	12	12	12
基47	pH値	5.8~8.6		-	7.2~7.5	7.2~7.5	7.2~7.3	-	12	12	12
基48	味	異常でないこと		-	異常なし	異常なし	異常なし	-	12	12	12
基49	臭気	異常でないこと		-	異常なし	異常なし	異常なし	-	12	12	12
基50	色度	5 度以下		-	<0.5	<0.5	<0.5	-	12	12	12
基51	濁度	2 度以下		-	<0.1	<0.1	<0.1	-	12	12	12

表 5-3 水質基準項目及び検査頻度（水道水：玉手・今町混合系統（自己水＋受水））

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく検査頻度	過去3年間の最高値*1			検査頻度（回/年）			
				代替地点		給水栓	代替地点		給水栓	
				浄水場出口	受水場出口		浄水場出口	受水場出口		
				玉手浄水場 出口	今町受水場 出口	川北	玉手浄水場 出口*2	今町受水場 出口	川北	
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	-	-	0	-	-	12	
基 02	大腸菌	検出されないこと		-	-	検出せず	-	-	12	
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	<0.0003	-	2	2	_*3*4	
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	<0.00005	-	2	2	_*3*4	
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	-	2	2	_*3*4	
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下		-	-	<0.001	-	-	2*3	
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	-	2	2	_*3*4	
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下		-	-	<0.002	-	-	2*3	
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	<0.004	-	2	2	_*3*4	
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		-	-	<0.001	-	-	4	
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		年 12 回	-	-	1.04	-	-	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		年 4 回	0.19	0.11	-	4	4	_*4
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1		<0.1	-	2	2	_*3*4	
基 14	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002		<0.0002	-	2	2	_*3*4	
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005		<0.005	-	2	2	_*3*4	
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004		<0.004	-	2	2	_*3*4	
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002		<0.002	-	2	2	_*3*4	
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.001		<0.001	-	2	2	_*3*4	
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001		<0.001	-	2	2	_*3*4	
基 20	ベンゼン	0.01 以下	<0.001		<0.001	-	2	2	_*3*4	
基 21	塩素酸	0.6 以下	-		-	0.06	-	-	4	
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	-		-	<0.002	-	-	4	
基 23	クロロホルム	0.06 以下	-		-	<0.006	-	-	4	
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	-		-	<0.003	-	-	4	
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	-		-	<0.01	-	-	4	
基 26	臭素酸	0.01 以下	-		-	<0.001	-	-	4	
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	-		-	0.01	-	-	4	
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	-		-	<0.003	-	-	4	
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	-		-	0.004	-	-	4	
基 30	ブロモホルム	0.09 以下	-		-	<0.009	-	-	4	
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	-		-	<0.008	-	-	4	
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	-	-	<0.1	-	-	2*3		
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	-	-	<0.02	-	-	2*3		
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	-	-	<0.03	-	-	12	
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	-	-	<0.1	-	-	2*3	
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	年 12 回	20.6	17.3	-	4	4	_*3*4	
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下		-	-	<0.005	-	-	12	
基 38	塩化物イオン	200 以下	年 4 回	-	-	25.7	-	-	12	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下		97.0	70.1	89.2	4	4	1*4	
基 40	蒸発残留物	500 以下		166	132	158	4	4	1*4	
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	-	<0.02	<0.02	-	2	2	_*3*4	
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月 1 回	-	-	<0.000001	-	-	1*5	
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		-	-	<0.000001	-	-	1*5	
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	<0.01	-	4	4	_*4	
基 45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	<0.0005	-	2	2	_*3*4	
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下		-	-	0.7	-	-	12	
基 47	pH値	5.8～8.6	年 12 回	-	-	7.2～7.4	-	-	12	
基 48	味	異常でないこと		-	-	異常なし	-	-	12	
基 49	臭気	異常でないこと		-	-	異常なし	-	-	12	
基 50	色度	5 度以下		-	-	<0.5	-	-	12	
基 51	濁度	2 度以下		-	-	<0.1	-	-	12	

表5-4 水質基準項目及び検査頻度（水道水：今町受水場系統（受水））

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく検査頻度	過去3年間の最高値 ^{*1}		
				検査頻度（回/年）		
				受水場出口 ^{*6}	受水場出口 ^{*6}	
				今町受水場 出口	今町受水場 出口	
基01	一般細菌	100 集落以下	年 12 回	0	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		検出せず ^a	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	2 ^{*3}	
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	2 ^{*3}	
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	2 ^{*3}	
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下		<0.001	2 ^{*3}	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	2 ^{*3}	
基08	六価クロム化合物	0.02 以下		<0.002	2 ^{*3}	
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	2 ^{*3}	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		<0.001	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		年 12 回	1.17	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		年 4 回	0.11	4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	<0.1		2 ^{*3}	
基14	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002		2 ^{*3}	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005		2 ^{*3}	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004		2 ^{*3}	
基17	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002		2 ^{*3}	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.001		2 ^{*3}	
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001		2 ^{*3}	
基20	ベンゼン	0.01 以下	<0.001		2 ^{*3}	
基21	塩素酸	0.6 以下	0.09		4	
基22	クロロ酢酸	0.02 以下	<0.002		4	
基23	クロロホルム	0.06 以下	0.010		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003		4	
基25	ジブromokロロメタン	0.1 以下	<0.01		4	
基26	臭素酸	0.01 以下	0.004		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.03		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003		4	
基29	ブromोजクロロメタン	0.03 以下	0.010		4	
基30	ブromホルム	0.09 以下	<0.009		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	<0.008		4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	<0.1	2 ^{*3}		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02	2 ^{*3}		
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	0.07	12	
基35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	2 ^{*3}	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		17.3	2 ^{*3}	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	<0.005	12	
基38	塩化物イオン	200 以下		22.4	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	70.1	4	
基40	蒸発残留物	500 以下		132	4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	2 ^{*3}	
基42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月 1 回	<0.000001	1 ^{*5}	
基43	2-メチルインボルネオール	0.00001 以下		<0.000001	1 ^{*5}	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	4	
基45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	2 ^{*3}	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下		0.9	12	
基47	pH値	5.8～8.6	年 12 回	7.1～7.5	12	
基48	味	異常でないこと		異常なし	12	
基49	臭気	異常でないこと		異常なし	12	
基50	色度	5 度以下		1.4	12	
基51	濁度	2 度以下		<0.1	12	

表6 水質基準項目及び検査頻度（玉手浄水場（原水及び浄水場出口））

番号	項目	検査頻度（回／年）	
		原水 （各井戸、混合原水）	浄水場出口
基01	一般細菌	4	4
基02	大腸菌	4	4
基03	カドミウム及びその化合物	2	2
基04	水銀及びその化合物	2	2
基05	セレン及びその化合物	2	2
基06	鉛及びその化合物	2	2
基07	ヒ素及びその化合物	2	2
基08	六価クロム化合物	2	2
基09	亜硝酸態窒素	4	2
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	2	2
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4
基12	フッ素及びその化合物	2	4
基13	ホウ素及びその化合物	2	2
基14	四塩化炭素	2	2
基15	1,4-ジオキサン	2	2
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	2	2
基17	ジクロロメタン	2	2
基18	テトラクロロエチレン	2	2
基19	トリクロロエチレン	2	2
基20	ベンゼン	2	2
基21	塩素酸	-	4
基22	クロロ酢酸	-	4
基23	クロロホルム	-	4
基24	ジクロロ酢酸	-	4
基25	ジブロモクロロメタン	-	4
基26	臭素酸	-	4
基27	総トリハロメタン	-	4
基28	トリクロロ酢酸	-	4
基29	ブロモジクロロメタン	-	4
基30	ブロモホルム	-	4
基31	ホルムアルデヒド	-	4
基32	亜鉛及びその化合物	2	2
基33	アルミニウム及びその化合物	2	2
基34	鉄及びその化合物	4	4
基35	銅及びその化合物	2	2
基36	ナトリウム及びその化合物	2	4
基37	マンガン及びその化合物	4	4
基38	塩化物イオン	4	4
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	2	4
基40	蒸発残留物	2	4
基41	陰イオン界面活性剤	2	2
基42	ジェオスミン	1	1
基43	2-メチルイソボルネオール	1	1
基44	非イオン界面活性剤	2	4
基45	フェノール類	2	2
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	4	4
基47	pH値	4	4
基48	味	-	4
基49	臭気	4	4
基50	色度	4	4
基51	濁度	4	4

- *1 令和3年4月から令和6年3月までの3年間の最高値を指します。ただし、pH値は最低値～最高値で表記します。
- *2 給水栓の代替としての頻度を表記しています。浄水場の出口としての検査頻度は、表6を参照してください。
- *3 水道法では、過去3年間のすべての検査結果が基準値の10分の1以下の場合は検査頻度を年4回から3年に1回まで頻度減することが可能ですが、年間の水質変動の確認及び継続的な水質評価の観点から、年2回検査を行います。
- *4 水道法により送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から浄水場出口、受水地点及び配水場に遡って検査すること（地点代替）が可能です。そのため、給水栓での検査を自己水系統では浄水場出口、水道用水供給事業受水系統では受水地点及び配水場に代替して検査を行います。ただし、腐食性（目27）の算出に必要なカルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については、給水栓において年1回検査を行います。
- *5 水道法では、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がないことが明らかである期間は検査を行わなくてもよいとされていますが、その場合であっても年1回検査を行います。
- *6 今町受水場の配水区域は受水場周辺に限られているため、給水栓としての地点も兼ねた検査を実施します。

表7 水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項目	検査頻度（回/年）				
		浄水場出口	受水場出口*3		給水栓	
		玉手浄水場出口	円明受水場出口	今町受水場出口	山ノ井田辺	雁多尾畑 国分東条町 国分本町 川北
目01	アンチモン及びその化合物	1	1	1	-	-
目02	ウラン及びその化合物	1	1	1	-	-
目03	ニッケル及びその化合物	1	-	2	2	2
目04	削除	-	-	-	-	-
目05	1,2-ジクロロエタン	1	1	1	-	-
目06	削除	-	-	-	-	-
目07	削除	-	-	-	-	-
目08	トルエン	1	1	1	-	-
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	-	-
目10	亜塩素酸*1	-	-	-	-	-
目11	削除	-	-	-	-	-
目12	二酸化塩素*1	-	-	-	-	-
目13	ジクロロアセトニトリル	1	-	2	2	2
目14	抱水クロラル	1	-	2	2	2
目15	農薬類	1	-	-	-	-
目16	残留塩素	4	4	12	12	12
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)*2	1	1	1	1	1
目18	マンガン及びその化合物*2	1	-	1	1	1
目19	遊離炭酸	1	-	1	1	1
目20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	-	-
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	1	1	1	-	-
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	-	1	1	1
目23	臭気強度(TON)	1	-	1	1	1
目24	蒸発残留物*2	1	1	1	1	1
目25	濁度*2	1	-	1	1	1
目26	pH値*2	1	-	1	1	1
目27	腐食性(ランゲリア指数)	1	-	1	1	1
目28	従属栄養細菌	-	-	1	1	6*4
目29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	-	-
目30	アルミニウム及びその化合物*2	1	-	1	1	1
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	2	-	-	-	-

- *1 浄水処理において二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。
- *2 水質基準項目と重複した項目です。
- *3 給水栓の代替としての頻度を表記しています。
なお、今町受水場の配水区域は受水場周辺に限られているため、給水栓としての地点も兼ねた検査を実施します。
- *4 水質管理上の留意点であるため、水質監視を強化しています。

表 8 その他項目及び検査頻度

項目	検査頻度 (回/年)			
	給水栓	玉手浄水場		
	雁多尾畑 国分東条町 山ノ井 国分本町 田辺 川北 今町受水場出口	各井戸	混合原水	浄水場 出口
電気伝導率	12	-	-	4
アルカリ度	1	2	2	1
酸度	1	2	2	1
侵食性遊離炭酸	-	2	2	-
紫外線 (UV) 吸光度 (260nm, 50mm)	-	2	2	-
アンモニア態窒素	-	4	4	-
嫌気性芽胞菌	-	-	1	-
クリプトスポリジウム等	-	-	1	-
ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	-	-	-	2

水質検査計画 柏原水道事業編に対するご意見・ご質問は…



大阪広域水道企業団 柏原水道センター
(柏原市役所 別館 1 階)

電話：072-978-6195 FAX：072-977-4948

住所：〒582-0016 大阪府柏原市安堂町 1 番 55 号